

地域活性化総合特別区域指定について

1 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

「尾道地域医療連携推進特区」

2 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

- ・尾道市の区域及び三原市の区域並びに福山市の区域のうち、東村町、本郷町、神村町、宮前町1丁目、2丁目、柳津町、柳津町1丁目から5丁目、金江町、藤江町、松永町、松永町1丁目から7丁目、南松永町1丁目から4丁目、今津町、今津町2丁目から7丁目、南今津町、高西町、高西町1丁目から4丁目、沼隈町、内海町の区域

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

- ・個人情報保護に係る特例措置：尾道市の区域及び三原市の区域並びに福山市の区域のうち、東村町、本郷町、神村町、宮前町1丁目、2丁目、柳津町、柳津町1丁目から5丁目、金江町、藤江町、松永町、松永町1丁目から7丁目、南松永町1丁目から4丁目、今津町、今津町2丁目から7丁目、南今津町、高西町、高西町1丁目から4丁目、沼隈町、内海町の区域
- ・遠隔診療に係る特例措置：尾道市の区域
- ・対面による服薬指導及び薬剤の搬送に係る特例措置：尾道市の区域

iii) 区域設定の根拠

- ・尾道市内の地域医療支援病院を中核に、当該病院と連携する診療機関、薬局、介護事業所等との間で、多職種が連携して積極的な取り組みを行っている地域を特別区域として設定。

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

- ・ICTを活用した発展的な地域医療・介護連携による在宅医療等の充実・強化を目指す。  
※目標に対する評価手法として、以下の評価指標のほか、急性期から回復期、回復期から生活期で行われる、それぞれのケアカンファレンスの取組効果も検証（有用な医療・介護情報等のあり方、在宅復帰への短縮効果等）

イ) 評価指標及び数値目標

- ・評価指標（1）：当該地域における急性期病院、診療所、薬局及び介護事業施設等のICT基盤整備率
- ・数値目標（1）：17%（H23年9月現在）→50%以上（H26年度末）
- ・評価指標（2）：急性期病院の退院患者平均在院日数の縮減及び患者紹介率・逆紹介率の向上
- ・数値目標（2）：

（平均在院日数の縮減）	J A尾道総合病院	12.3日（H22年）	→	12日以下（H26年）
	尾道市立市民病院	15.7日（H22年）	→	15日以下（H26年）
（患者紹介率の向上）	J A尾道総合病院	64.8%（H21年度）	→	現状値以上（H26年度）
	尾道市立市民病院	67.0%（H21年度）	→	現状値以上（H26年度）
（患者逆紹介率の向上）	J A尾道総合病院	80.6%（H21年度）	→	現状値以上（H26年度）
	尾道市立市民病院	47.3%（H21年度）	→	現状値以上（H26年度）

ウ) 数値目標の設定の考え方

- ・数値目標（1）の目標達成に寄与する事業としては、地域医療・介護連携推進事業を想定している。現時点で想定する事業の寄与度は以下のとおり。  
地域医療・介護連携推進事業：100%
- ・数値目標（2）の目標達成に寄与する事業としては、地域医療・介護連携推進事業を想定している。現時点で想定する事業の寄与度は以下のとおり。  
地域医療・介護連携推進事業：100%

## ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

### ア) 政策課題と対象とする政策分野

- ・政策課題名：高齢社会に対応した最適な医療・介護サービスの提供体制の構築  
(解説) 今後の高齢社会の進行を見据え、医療・介護・福祉に関わる多職種協働を進め、患者情報の蓄積とその共有化を推進し、限られた医療資源を有効かつ効果的に活用しつつ、患者の状態に合った最適な医療・介護サービスを迅速に提供し、安心して暮らせる地域医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組むことが必要。
- ・対象とする政策分野：f) 地域医療

### イ) 解決策

- ・ICTを整備し、更にその基盤ネットワークを拡大するとともに、個人情報保護法やガイドラインにおいて個人情報・データの取扱いに関する運用を明確化することで、円滑な患者の医療・介護・福祉情報の蓄積、共有化を促進し、多職種連携のより迅速化と効率化を進める。また、ICTを積極的に活用し、情報通信技術を活用した在宅診療や服薬管理指導を実施することで、離島や中山間地域などの地理的条件の不利な地域に生活する患者の方にあっても住み慣れたところで安心して医療・介護サービスが受けられるよう、在宅ケアの充実・強化を図る。

## iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

### 《尾道市医師会の取組》

- ・尾道市医師会を中心として、平成6年から、高齢者の在宅医療ケアシステムの構築に取り組んでおり、「尾道方式」と呼ばれている在宅主治医機能を中核とした在宅医療の地域連携、多職種協働をシステム化した地域の一体的なケアマネジメントシステムが構築されている。

### 《因島医師会の取組》

- ・因島医師会病院を中心に訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、ケアマネステーション等からなる因島医師会在宅ケアセンターが整備。多くの医療スタッフが在宅介護支援専門員の資格を持ち、因島医師会ケアマネステーションの非常勤職員として登録、患者における医療と介護に必要なサービスを包括的に検討する体制が構築されている。

### 《公立みつぎ総合病院を核とする地域包括ケアシステム》

- ・早くから病院と保健福祉センターを中心に、健康づくりと寝たきり防止を進めており、地域の中で、予防から医療、介護まで切れ目なく一貫して、住民を支える総合的・複合的な仕組みが整備されている。

### 《尾道薬剤師会の取組》

- ・平成20年からJA尾道総合病院と癌患者に対する「薬薬連携」を開始し、ケアカンファレンスへの参加により病院間との連携が図られている。

## (3) 事業

### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### i) 行おうとする事業の内容

##### <地域医療・介護連携推進事業>

#### ア) 事業の内容

- ・当該地域で取り組んでいる医療・介護連携ネットワーク基盤をより整備・拡大し、患者の医療・介護情報の蓄積、情報の共有化を更に推進することで、総務省事業のモデル性を一層高め、地域医療・介護サービスにおけるICTの導入効果を検証する。

#### イ) 事業実施主体

- ・日本電気(株)/特定非営利活動法人「天かける」/JA尾道総合病院/尾道市立市民病院/公立みつぎ総合病院/因島医師会病院/尾道市医師会/三原市医師会/因島医師会/松永・沼隈地区医師会/尾道薬剤師会/三原薬剤師会/因島薬剤師会/介護保険事業者 等

#### ウ) 当該事業の先駆性

- ・ケアカンファレンスを通じた多職種協働を実践しており、こうした連携ネットワークに、システムを整備し、急性期病院、診療所のみならず、薬局や介護事業所まで拡大することで、他の地域の取組以上の効果が検証でき、地域医療・介護連携の先駆的なモデルとして期待できる。

#### エ) 関係者の合意の状況

- ・尾道市医師会、三原市医師会、因島医師会や尾道薬剤師会、三原薬剤師会、因島薬剤師会など、広域としての連携が図られている。これらの団体は地域協議会のメンバーとして参画、事業実施に係る合意形成が図られている。

#### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・当該地域では、平成23年6月に、総務省の「健康情報活用基盤構築事業」(日本版EHR)の採択を受け、地域医療・介護連携モデルとして、現在、急性期病院、診療所、薬局、介護事業所の一部でネットワーク基盤を整備し、実証事業をスタートしている。

## < ICTを活用した在宅医療等支援モデル事業 >

### ア) 事業内容

- ・離島患者や終末期患者の方などが在宅においても充実した医療が受けられるよう、情報通信技術を活用した在宅診療、服薬指導等や見守りなどの在宅医療支援モデル事業を実施する。

### イ) 想定している事業実施主体

- ・離島や中山間地域等で往診を行う診療機関/関係薬局/メディカルアイ（株）

### ウ) 当該事業の先駆性

- ・従来の対面診療等と情報通信機器等を適切に組み合わせることで、患者やその家族が安心して住み慣れた自宅で医療・介護ケアが受けられる体制を確立することは、今後の地域医療・介護サービスのあり方を検証する上でのモデルとなる。

### エ) 関係者の合意の状況

- ・尾道市医師会、三原市医師会、因島医師会や尾道薬剤師会、三原薬剤師会、因島薬剤師会など、広域としての連携が図られている。
- ・特に、遠隔診療の対象範囲の明確化や対面による服薬指導の特例など最も影響を受ける地元医師会や地元薬剤師会が地域協議会のメンバーとして参画、事業実施に係る合意形成が図られている。

## ii) 地域の責任ある関与の概要

### ア) 地域において講ずる措置

#### a) 地域の独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・尾道市では、離島（百島）の地域医療の確保に取り組むため、診療所開設準備等に係る経費を助成（尾道市 尾道市緊急医療支援補助金 22年度予算額：27,762千円）  
（尾道市 離島地域医師定着支援事業 23年度予算額：2,300千円）

#### c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・広島県総務局に総合特区計画プロジェクト・チームを設置した。（H22年12月設置／人員3名）

#### d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・地域医療・介護連携を推進するため、尾道市医師会役員、JA尾道総合病院長等を理事とする特定非営利活動法人「天かける」を設立した。（H23年3月県知事認証）

### イ) 目標に対する評価の実施体制

- ・事業の企画・運営母体となる特定非営利活動法人「天かける」と広島県が連携を図り、地域協議会内に評価部会を設置するなど目標及び効果検証について、関係者間で幅広く意見集約を行うことができる仕組みを導入する。また、アンケート調査等を通じ、関係者、患者の意見集約を行う。

## iii) 事業全体の概ねのスケジュール

### ア) 事業全体のスケジュール

#### <地域医療・介護連携推進事業>

- H23年度 : ・ICT基盤ネットワーク拡大に伴う対象施設の選定・意向調査等の実施  
H24～26年度 : ・順次、ネットワーク整備・拡大に着手

#### < ICTを活用した在宅医療等支援モデル事業 >

- H23年度 : ・遠隔診療及び遠隔による服薬指導等の実施に向けた制度設計（対象者選定等）  
H24～26年度 : ・順次、遠隔診療及び遠隔による服薬指導等を実施

### イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

H22年 6月 : 協議会の母体となる「尾道ICT検討委員会」を設置（以後9回開催）

H23年 9月 : 尾道地域医療連携総合特区推進協議会（第1回地域協議会と位置づけ）を開催

- ・構成団体 : 尾道市医師会、三原市医師会、松永・沼隈地区医師会、因島医師会、尾道薬剤師会、因島薬剤師会、三原薬剤師会、JA尾道総合病院、尾道市立市民病院、尾道市公立みつぎ総合病院、因島医師会病院、尾道市介護保険施設連絡協議会、日本電気（株）、メディカルアイ（株）、特定非営利法人 天かける、三原市、尾道市、福山市（オブザーバー参加）、広島県

## 3 新たな規制の特例措置等の提案について

### （規制緩和提案）

- ①地域医療・介護連携を円滑に進めるための個人情報保護に関する明確化
- ②地域医療・介護連携を推進するための遠隔診療に関する対象範囲の明確化（拡大）
- ③地域医療・介護連携を推進するための薬剤師による服薬指導（対面）に関する特例措置
- ④薬剤の搬送に関する特例措置

### （その他提案）

- ①遠隔診療に関する診療報酬上の加算措置
- ②情報通信機器等を活用した服薬指導に関する診療報酬上の加算措置

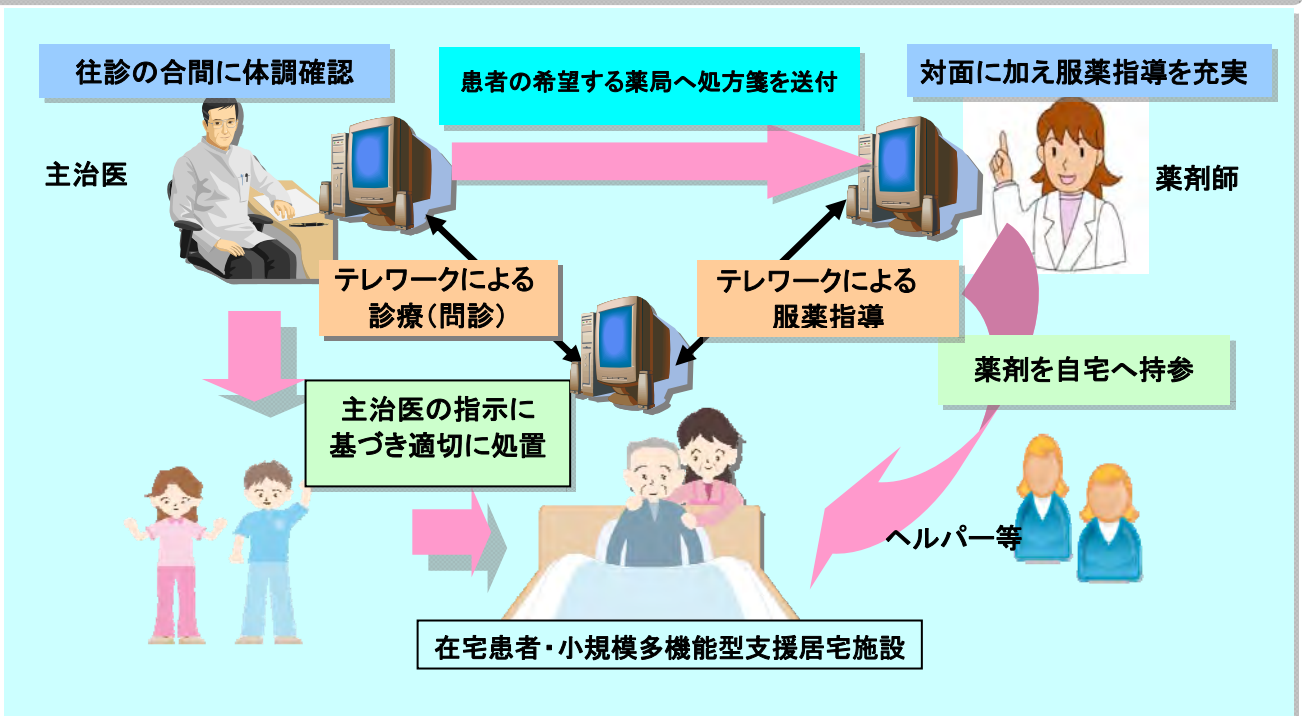
総合特区により目指すべき姿

ICT活用による発展的な地域医療・介護連携ネットワークの構築



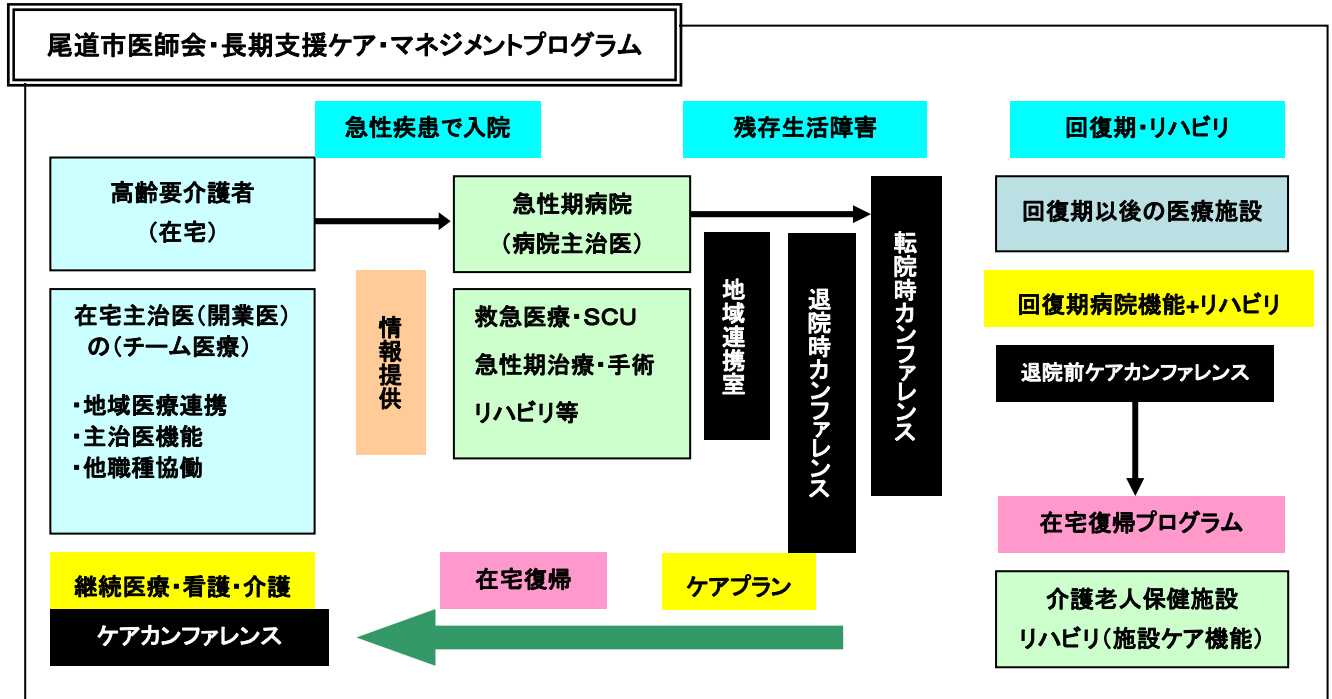
ICTを活用した在宅医療等支援モデル事業（イメージ）

情報通信技術の活用を組み合わせることで在宅患者の一層のケアを推進し、患者負担も軽減



## 取組の実現を支える地域資源等の概要

尾道市医師会を中心として、平成6年（1994年）から、高齢者の在宅医療ケアシステムの構築に取り組んでおり、現在3ヶ所の中核病院（JA尾道総合病院，尾道市立市民病院，公立みつぎ総合病院）の支援体制のもと、「尾道方式」と呼ばれている在宅主治医機能を中核とした在宅医療の地域連携，多職種協働をシステム化した地域の一体的なケアマネジメントシステムを構築



### ◆ケアカンファレンス風景（下写真）

尾道市域では、退院時や在宅患者の病状変化の際にケアカンファレンスを積極的に行っており、高齢患者が退院後でもスムーズな在宅医療へ移行できるよう連携を図っている。高齢患者の場合、在宅医療，リハビリ，生活支援など必要な身体状況に陥っている場合が多く，課題解決に向けて，医療と介護，福祉が一体的に給付されるよう，「チーム医療」として連携した取組を進めている。

（写真出典：日経ドラッグインフォメーション記事 2010.12）

